

大丸地区

令和6年9月12日 (大丸地区会館)

No.	質問内容	回答
1	<p>【南多摩駅前 稲城市市道1964号線 無電柱化工事について】 市道1964号線無電柱化事業についての市民協議会が設置・開催され、令和2年11月20日の第4会協議会において、無電柱化工事と道路整備工事は連続して行うとの説明があり、工事スケジュールもそのように示されました。令和6年2月に無電柱化工事は完了しましたが、引き続き行うはずの道路整備工事は8月現在行われていません。 令和6年度の道路工事計画では、市道1964号線の工事予定はないとのこと。 無電柱化工事で上空は綺麗になったが、道路は荒れています。 南多摩駅は、大丸地区の玄関駅でもあり顔でもあります。その前の市道が荒れた状態で放置されては、無電柱化の目的や意義そして魅力も台無しです。 令和7年度には道路整備を実現し、名実ともに無電柱化のすばらしさを表現してもらいたいです。</p>	<p>稲城市道大丸1964号線については、平成5年度の区画整理事業認可時に、両側歩道で整備することとしていましたが、その後、市道大丸1964号線無電柱化技術検討会などの議論を経て、平成30年度に片側歩道で整備することや無電柱化の整備方針を最終決定した。 本来であれば、整備着手前に、片側歩道への事業計画変更を行う必要がありましたが、東京都からの無電柱化に対する補助金の補助期間等を考慮し、令和2年度に無電柱化工事のみを先行して着手した。 その後、無電柱化工事と並行して、事業計画変更の準備を進めていましたが、同時に変更を予定していたほかの案件（換地変更）の整理に時間を要した結果、令和6年度には道路整備工事を実施することができなかった。 令和6年度に道路整備工事を実施できなかったことについては、大変遺憾だが、令和6年度中に事務作業を進め、令和7年度には、道路整備に着手する予定。</p>
2	<p>【稲城市立第三小学校校舎建替について】 令和6年6月15日に、建替の基本説明会がありました。 自治会としては、第三小学校に入学・通学する子供や孫のいる会員がいることから、改めて第三小学校校舎建替について工事内容や校舎完成レイアウト・学校新設備等のことをお聞きし、全会員に伝えたいとおもいます。 併せて、当日配布された図面や・予定表等の資料をいただけたらうれしいです。</p>	<p>6月15日に開催した説明会では、稲城第三小学校校舎建替等の基本設計に関する内容を報告しました。 内容は、校舎のレイアウトやイメージ、工事スケジュール等を中心に、現時点での案を説明した。 設計内容の詳細は、現在検討を進め、設計完了後に改めて説明会等で報告をする。 なお、6月15日の説明会で配布した資料は、稲城市ウェブサイトにも公開している。 可能な範囲で公共施設には太陽光パネルを設置し、CO2削減に貢献する。ただし、太陽光パネル設置には多額の費用がかかるため、PPA方式を採用し、今後3年間で30数か所の公共施設に太陽光パネルを設置する予定。また、今回の3小の建替はZEB基準とする。</p>

No.	質問内容	回答
3	三小の建て替えについて、様々配慮されているが、車椅子の児童が入学する場合もあり、エレベーターはどの程度利用しやすいものなのか。配膳中は配膳優先なのか。また、もう1機つけることはできないのか。	バリアフリーについては最大限配慮するが、敷地が限られているためエレベーターを複数機つけることは難しい。エレベーターは健常者の利用は想定しておらず、配膳用と障害者が利用することを想定している。
4	各フロアのトイレも車椅子専用ではなく、少し広めの洋式のトイレにするなど、今後の共生社会に向けて構想等教えてほしいです。	各階のトイレについては、もちろんバリアフリーを配慮していくので、ご理解いただきたい。
5	地震時等、防災拠点になるかと思いますが、太陽光パネルがついているということですが、通常時にためておいて、災害時にそれを昼も夜もある程度使えるのか等、防災関連の積極的な構想もお聞きしたいです。	3小には、太陽光パネルに加え、蓄電池をつけるが、すべての電気を賄うことはできない。夜間に照明や電灯等に使用する等はできるだろう。
6	水の備蓄はどうなのでしょう。井戸があるのでしょうか。	東日本地震以降生活用水の必要性が明らかになり、全ての避難所指定に井戸があります。また、向陽台と坂浜の給水場から災害時に給水できるようになっている。
7	稲城市は出前講座やICカレッジなど充実しているが、中には障害等の理由により外出ができない方もいる。そういった方に対しても派遣等サポートする仕組みを考えて欲しい。	身体介護の仕組みはあるが、生涯学習でマンツーマンの講師を派遣するのは難しい。
8	区画整理地内の交通規制についてお聞きしたいが、区画整理地内は警察の管理外なのか。	そんなことはないが、個別の案件は管理課へ相談ください。交通規制は警察の管轄だが、市で注意看板の設置等はできる。